

高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松港外貿コンテナ定期航路（以下「外貿コンテナ航路」という。）及び高松港国際フィーダー航路（以下「国際フィーダー航路」という。）を新たに利用して輸出又は輸入を行う荷主に対し、高松港コンテナターミナル振興協議会（以下「協議会」という。）が、予算の範囲内で、その経費の一部を助成することにより、香川県や高松港における新たな荷主の発掘を図り、もって香川県や高松港における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(助成対象期間)

第2条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、助成対象期間において、外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路を利用した国内事業所を有する荷主のうち、それぞれの航路について次の要件のいずれかを満たす者とする。

- ① 助成対象期間内において、コンテナ貨物（空コンテナを除く。以下同じ。）の輸出を行い、かつ、助成対象期間の前年度においてコンテナ貨物の輸出を行っていないこと。
- ② 助成対象期間内において、コンテナ貨物の輸入を行い、かつ、助成対象期間の前年度において外貿コンテナ航路を利用したコンテナ貨物の輸入を行っていないこと。

2 前項の荷主は、船荷証券（B/L）に記載された荷主とする。ただし、第三者との契約などにより荷主として船荷証券に記載されていない場合でも、当該第三者が発行する書面により、実質上の荷主であることが客観的に証明されていると協議会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、助成対象とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、以下のとおりとする。

- ① 助成対象期間内におけるコンテナ貨物の取扱量について、1TEUにつき1万円とする。ただし、助成対象期間内で、10万円を上限とする。
- ② 助成対象期間内におけるコンテナ貨物のうち、助成対象期間内において、香川県高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町以外の地域（以下「遠隔地域」という。）を国内発着地とする陸上輸送等の国内輸送を行うコンテナ貨物については、コンテナ1本につき1万円を追加する。ただし、助成対象期間内で、20万円を上限とする。

2 40フィートコンテナ1本は、2TEUとして取り扱うものとする。

- 3 助成金は、協議会の予算の範囲内で交付するものとし、予算に達した場合は、次条による申請があった場合であっても、交付しないものとする。

(交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（添付様式1）に必要書類を添付して、直接又は集荷代理店若しくは別表1に掲げる貨物利用運送事業者等を通じ、助成対象期間中又は助成対象期間の最終日の翌日から起算して10日以内に、会長に提出するものとする。また、第3条（1）①、（1）②、（2）①、（2）②の項目ごとに申請できるものとする。ただし、各項目で既に上限額に達する助成金の交付を受けている荷主は、その項目では申請できない。
- 2 申請は、外貿コンテナ航路又は国際フィーダー航路それぞれの航路別に、輸出、輸入別で申請することができる。また、助成額が上限に達していない場合は、上限までの額を追加で申請することができる。
 - 3 申請者から外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路を利用したコンテナ貨物の輸出又は輸入取扱量の証明依頼を受けた集荷代理店又は貨物利用運送事業者等は、速やかに荷役記録等を確認し、添付様式2にて証明を行うこととする。
 - 4 前条第1項②の助成を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加え、遠隔地域を発着地とするコンテナ貨物一覧表（添付様式3）を提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

- 第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件を満たしている場合は、申請受理日から1月以内に、助成金の交付の決定及び交付額の確定を行い、高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 会長は、審査の結果、助成金を交付しない場合は、申請受理日から1月以内に高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
 - 3 審査にあたっては、必要に応じ、申請者、証明を行った集荷代理店若しくは貨物利用運送事業者等又は輸送事業者に対して、確認を行う。

(助成金の返還)

- 第7条 虚偽又は不正の手段により助成金を受領した者は、助成金を返還しなければならない。

(交付対象外となる場合)

- 第8条 第3条の規定に関わらず、交付することが適当でないと会長が認める荷主に対しては、助成金を交付しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に係る必要事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和3年9月8日から施行する。ただし、第4条第1項②の助成については、令和3年4月1日以降に、遠隔地域を国内発着地とする国内輸送を行うコンテナ貨物について対象とする。
- 10 この要綱は、令和4年9月5日から施行する。
- 11 この要綱は、令和6年6月12日から施行する。ただし、第4条第1項各号の助成額については、令和6年4月1日以降に高松港を利用したコンテナ貨物を対象とする。
- 12 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）貨物利用運送事業者等

以下のいずれにも該当する事業者であって、別に定める「高松港外貿コンテナ航路等利用促進助成金に係る協定書」を協議会と締結した事業者

- 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 8 2 号）第 2 条第 7 項に定める「第一種貨物利用運送事業」もしくは同条第 8 項に定める「第二種貨物利用運送事業」を外航運送について経営する者又は通関業法（昭和 4 2 年法律第 1 2 2 号）第 2 条二号に定める「通関業」を経営する者
- 第 2 条で規定する助成対象期間及びその前年度において、外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路を利用した上記事業実績がある者
- 香川県内に営業所その他の事業所を有する者
- この要綱の内容を理解し、第 5 条第 2 項で規定する証明を行うことを希望する者

高松港コンテナターミナル振興協議会
 会長 香川県知事 池田 豊人 殿

申請者 所在地
 名称
 代表者

高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金交付申請書【輸出・輸入】
 （高松港外貿コンテナ航路 ・ 高松港国際フィーダー航路）

高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金の交付を受けたいので、高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円 (①×10,000円、②×10,000円)

2 利用状況

1 従前の港湾等利用状況	① 新規に輸出・輸入を行うもの ② 従来は 航路を利用し 港から輸出・輸入していた ③ 従来はエア便で輸出・輸入していた			
2 (輸出)仕向港・(輸入)仕出港	港 他 (港、 港、 港など)			
3 利用航路	航路			
4 利用コンテナ数	輸出・輸入	合計	TEU (※上限10TEU)	①
5 遠隔地域を発着地とするコンテナ本数	輸出・輸入	本 (※上限20本)		②
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 集荷代理店又は貨物利用運送事業者等による証明書 <input type="checkbox"/> 船荷証券(マスターB/L又はハウスB/L)写し <input type="checkbox"/> 遠隔地域を発着地とするコンテナ一覧表 <input type="checkbox"/> その他会長が必要と認める書類			
7 担当者氏名等及び連絡先	担当者氏名等	所属 () 役職・氏名 ()		
	連絡先	電話番号：() - E-mail：		
8 助成金振込先	金融機関名	銀行・信金・信組・農協		
	支店・出張所名	支店・出張所		
	口座名義			
	預金種別	普通・当座・貯蓄・その他		
	口座番号			

※申請書は、1申請ごとに作成をお願いします。

誓約書

高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金の交付申請にあたり、下記の内容について誓約します。

記

- ・本申請の前年度において、高松港外貿コンテナ航路又は高松港国際フィーダー航路を利用したコンテナ貨物の輸出又は輸入を行っていません。
- ・申請書及び添付書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、高松港コンテナターミナル振興協議会の求めに従い助成金の全額を即時返還します。

令和 年 月 日

高松港コンテナターミナル振興協議会
会長 香川県知事 池田 豊人 殿

代表者 職名・氏名 _____
(申請者が自筆で署名してください)

添付様式2 (集荷代理店又は貨物利用運送事業者等による証明書)

高松港コンテナターミナル振興協議会
会長 香川県知事 池田 豊人 殿

〔 高松港外貿コンテナ航路
高松港国際フィーダー航路 〕 新規利用促進助成金交付証明書【輸出・輸入】

荷 主 企 業 名		
輸 入	助成対象期間内(令和 年 月 日から令和 年 月 日)における輸出・輸入コンテナ貨物取扱量(注)	TEU

(注) 輸出・輸入コンテナ貨物取扱量とは、高松港外貿コンテナ航路又は高松港国際フィーダー航路を利用して、高松港コンテナターミナルから輸出若しくは輸入を行ったコンテナ貨物取扱量(空コンテナを除く。)をいう。

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

(集荷代理店又は貨物利用運送事業者等)

所 在 地

名 称

代表者氏名

Ⓜ

(担当者)

職 名

氏 名

Ⓜ

添付様式3 (遠隔地域を発着地とするコンテナ貨物一覧表)

遠隔地域を発着地とするコンテナ貨物一覧表

申請者名： _____

申請本数： _____ 本

◎遠隔地域（香川県高松・中讃・東讃以外の地域）を発着地とするコンテナ貨物

整理 番号	高松港利用日 (年/月/日)	コンテナNo.	国内発着地（住所） ※発着地は番地まで記載してください
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※申請者の所在地と国内発着地が異なる場合は、実際にコンテナ貨物を集荷・配送した住所を記載してください。

様

高松港コンテナターミナル振興協議会
会長 香川県知事 池田 豊人

高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金については、次のとおり交付することに決定し、額を確定しましたので通知します。

記

○対象航路 航路 【輸出・輸入】

○助成金交付額 金 円

(参考)

助成対象期間内（令和 年 月 日から令和 年 月 日） における輸出・輸入コンテナ貨物取扱量※上限 10TEU	TEU	①
助成対象期間内における遠隔地域を国内発着地とする コンテナ本数 ※上限 20 本	本	②
助成金交付額	①×10,000 円+②×10,000 円＝	

様

高松港コンテナターミナル振興協議会
会長 香川県知事 池田 豊人

高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

- 対象航路 航路 【輸出・輸入】
- 不交付の理由